

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて

ガス料金の特例措置を認可しました

令和2年7月1日

中国経済産業局 資源エネルギー環境部

電力・ガス事業課

中国経済産業局では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度に基づく貸付を受けた需要家に対し、ガス事業者が行うガス料金の特例措置について、本日付けで認可しました。

経済産業省では、「生活不安に対応するための緊急措置」（令和2年3月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部）を踏まえ、3月19日に、ガス事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いに困難な事情がある者（「生活福祉資金貸付制度」に基づく貸付を受けたガスの需要家）に対する支払猶予等の要請を行っています。

※「生活福祉資金貸付制度」

各都道府県社会福祉協議会が、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度で、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施している制度。

この要請に応じて、ガス料金の支払猶予の特例措置の実施について、ガス事業法に基づく認可申請が6月29日付けで4事業者からあり、本日付けで認可しました。

今回申請のあったものは、小売自由化が行われていないガスの供給地点群（簡易ガス団地）についての申請で、小売自由化が行われているガスの供給区域や供給地点群については、特例措置の実施についてガス事業法に基づく申請は不要となっています。

なお、中国地域の都市ガス会社（旧一般ガス事業者）の供給区域については、全て小売自由化がされています。

今回は、5月検針分の料金まで既に認可を受けていた事業者が、6月以降検針分の料金についても認可の申請を行ったものです。

<参考資料>

○特例措置を認可した事業者と供給地点群（簡易ガス団地）

（本発表資料のお問い合わせ先）

中国経済産業局 資源エネルギー環境部

電力・ガス事業課

担 当：岡田

電 話：082-224-5736（直通）

F A X：082-224-5649

<参考資料>

特例措置を認可した事業者と供給地点群(簡易ガス団地)

事業者名	供給地点群名(簡易ガス団地名)	供給地点群所在地(簡易ガス団地所在地)	新たに認可した期間
伊藤忠エネクスホームライフ 西日本株式会社	高屋東第2ニュータウン	広島県東広島市高屋町大字高屋	6月検針分、7月検針分、8月 検針分
株式会社広島クミアイ燃料	コープタウンあさひが丘	広島市安佐北区あさひが丘	6月検針分、7月検針分
	くすの木台団地	広島市安佐北区安佐町くすの木台	
	可部グリーンライフ	広島市安佐北区可部町勝木	
	森城団地	広島市安佐北区安佐町飯室	
	安佐ニュータウン星が丘	広島市安佐北区安佐町鈴張	
株式会社シティガス広島	長寿ヶ丘団地	広島県廿日市市佐伯町峠	6月検針分
山田日之出ガス株式会社	清光台団地	山口県周南市新清光台 山口県周南市大字呼坂字勝間原	6月検針分